

2021年度事業計画

一般社団法人中国貸切バス適正化センター

事業方針

当センターは、中国運輸局並びに関係団体と連携を図り、2016（H28）年1月に発生した軽井沢スキーバス転落事故を教訓とした「安全管理体制のチェック・改善指導」等を通じて、貸切バス業界の輸送の安全確保の取組を支援するため、次の事業を実施する。

また、新型コロナウイルス感染拡大にともなう社会情勢の変化や貸切バス業界の状況に応じて、適確に適正化事業が実施できるよう努める。

1. 巡回指導にあたっては、公正かつ適確に行うことを基本とし、改善の意志のある事業者に対してはきめ細やかな指導を行う一方、悪質又は改善の意志が希薄な事業者に対しては「未改善」として速やかに運輸局に報告するなど、メリハリを付けた対応をすることとする。また、実施にあたっては中国運輸局、各県バス協会等と緊密な連携を図り、巡回指導活動に必要な継続監視対象事業者、運輸安全マネジメント評価、セーフティーバス等の情報を収集し、適正化事業の効率的な運営を図る。
2. 各県運輸支局の監査担当官と巡回指導員の意見交換の場を設けて、国の監査と当センターの巡回指導が効率的かつ効果的に実施できるよう連携を深めるとともに、巡回指導員のスキル維持を支援する。
 - ： 各県の取組状況を当センターで集約して、その情報を運輸局・各支局・各指導員が共有することで、各支局間の取扱に格差が生じないよう調整を図る。
 - ： また、各指導員の巡回指導における審査・指導内容等の平準化が図れるよう、指導員会議等を通じて具体的な方策を検討する。
 - ： 巡回指導員のスキル維持を支援するため、各巡回指導員がNASVA等の講習を受講する場合に、その一部(状況によっては全部)を助成する。
3. 2021年度の巡回指導実施計画数は、新型コロナ感染拡大の影響が見通せないものの、当初の目標であった2021年度に全営業所を年一回巡回指導することを前提に、当センターの巡回対象営業所355カ所(2月1日現在)全営業所を巡回指導員21名(事務局は原則応援)で実施する。
4. 巡回指導やホームページの活用を通じて、関係法令の改正に伴う規程類・帳票類の整備など貸切バス事業の適正化に必要な取組を支援する。
5. 本年度は巡回指導が三巡目に入る営業所もあることから、運行管理・運転者の指導教育・運賃問題等の重点項目にポイント絞った巡回指導を実施できるよう、国土交通省の通達を踏まえつつ運輸局と調整を図っていきたい。
6. 貸切バスに係る苦情等に対しては中国運輸局、中国バス協会等と連携を図りながら適切、迅速な処理に努める。

2021年度巡回指導実施計画

月	実施回数	広島	鳥取	島根	岡山	山口
4月	25	11	1	4	5	4
5月	29	11	2	4	7	5
6月	33	13	2	5	7	6
7月	33	13	2	5	7	6
8月	33	13	2	5	7	6
9月	25	11	1	3	6	4
10月	25	11	1	3	6	4
11月	25	11	1	3	6	4
12月	29	12	1	4	7	5
1月	32	13	2	4	7	6
2月	33	13	2	5	7	6
3月	33	13	2	5	7	6
計	355	145	19	50	79	62